

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校やいじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立日進北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

さいたま市立日進北小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止めること。
- 3 いじめられる児童を絶対に守り抜くこと。
- 4 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 5 いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導すること。
- 6 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- 8 教師自らの体験を語るなどして、児童に将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- 9 いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、特活主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、PTA会長、学校運営協議会委員
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開催

- ①定例会（年2回程度開催）
- ②校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
- ③臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- ②教職員の共通理解と意識啓発
- ③児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥発見されたいじめ事案への対応
- ⑦構成員の決定
- ⑧重大事態への対応

⑨PTA会長、学校運営協議会委員による助言

2 子どもいじめ対策委員会

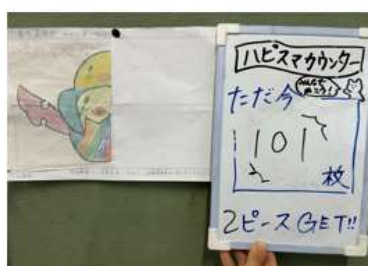
- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止策等の取組を起動する。
- (2) 構成員：児童会長、児童副会長、児童会書記、並びに、代表委員の希望者
- (3) 開催：学期1回開催
- (4) 内容
 - ①いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - ②話し合いの結果を学校に提言する。
 - ③提言した取組を推進する。

いじめ撲滅キャラクターの募集



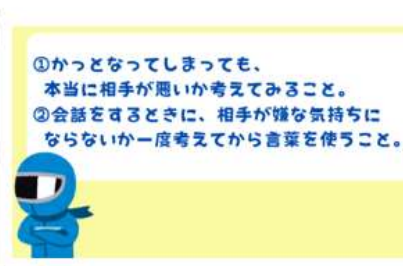
いじめ撲滅キャラクターを全校で募集し、学校で決めたいじめ撲滅スローガンをもとに、代表委員が決定した。

ピースを集めろ！
日北ハッ"ピース"マイルカード



友達の良いところを書きとめるハピースマイルカードを、たくさん書いたら、絵ができあがるキャンペーンに取り組んだ。

いじめ撲滅ビデオの作成



「いじめとはどういうものか」を知ってもらうためにビデオを作成し、演劇やスライドを用いて全校児童に説明をした。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - ①「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - ②道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
 - (2) 道徳の時間を通して
「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 2 「いじめ撲滅強化月間」(6月)の取組を通して
- ①児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ②児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ③校長等による講話
 - ④「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ⑤学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
 - ⑥アンケートの実施
- 3 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
「話の聴き方・伝え方について考えよう」、「問題を解決しよう」、「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返して行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気のある学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合があります。ことを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- (2) 授業の実施：1年生〔6月〕、2年生〔6月〕、3年生〔6月〕、4年生〔6月〕、5年生〔6月〕、6年生〔6月〕、7・8・9組〔6月〕

5 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 「スマホ、タブレット安全教室」の実施
特に高学年で、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。また、保護者も参加することによって携帯電話やインターネットの適切な使用方法について知ることができる。

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないよう努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

(1) 早期発見のポイント

- ①簡易アンケートの実施（毎月）
- ②児童のささいな変化に気付くこと。
- ③気付いた情報を共有すること。
- ④情報に基づき、学年内で情報を共有し、速やかに対応すること。

ア 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等

イ 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等

ウ 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

エ 給食：班から机を離れて食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等

オ 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施 : 4月・8月・1月(年3回以上) ※必要に応じて実施する。

(2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 生徒指導委員会で情報を共有し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

(3) いじめの解消後は、少なくとも3カ月は経過を観察し、毎月、該当児童と面談を実施する。

また、保護者との面談等も実施し、該当児童の学校、家庭での様子が安定したことを相互に確認する。

4 教育相談週間の実施

(1) 年1回、教育相談週間を設定する。(6月)

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①教育相談日のお知らせの配付

②さわやか相談員及びスクールカウンセラーの来校日を学校だよりや教育相談日の案内で知らせる。

5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施 : 11月(年1回実施)

(2) アンケート結果の活用 : 学校運営協議会で話題にし、助言を受ける。結果を学校だよりで公表する。

6 地域からの情報収集

(1) 民生委員・主任児童委員 : 年2回の民生児童委員連絡協議会により、情報を共有し、共通理解を図る。

(2) 防犯ボランティア : 年2回の学校安全ネットワーク連絡協議会により、情報を共有し、共通理解を図る。

(3) 学校運営協議会 : 年3回の学校運営協議会により、情報を共有し、共通理解を図る。学校公開日に来ていただき、児童の様子等について情報交換を行う。

(4) 地域住民からの電話等 : 小さなものでも生徒指導主任等関係職員(場合によっては全職員)に情報を共有し、関係する児童に事実確認、助言等を行う。

VII いじめの対応

1 いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

(1) 校長は、教頭からの報告を受け、指示を行う。重大事態については、市教委及び所轄の警察署に情報提供し、指示を仰ぐ。

(2) 教頭は、いじめの事案について、被害者、加害者、傍観者等から情報を集約し、校長に指示を仰ぎながら、組織的な対応の全体指揮を行う。同時に、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

(3) 教務主任は、校長、教頭の補佐を行う。必要に応じて、情報の収集を行う。

(4) 担任は、管理職、生徒指導主任、学年主任に報告し、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を行う。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。必要に応じて、いじめの加害者及び被害者の保護者に指導経過を報告する。

(5) 学年主任は、担当する児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。

いじめの事案の指導状況について、校長(教頭)に報告する。また、必要に応じて、児童の指導を担当とともに行う。

(6) 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。

校内のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。必要に応じて、学年にかかわらず、児童の指導を行う。

- (7) 教育相談主任は、生徒指導主任と情報を共有する。教育相談が必要な場合は必要に応じて、ケース会議を開催する。いじめの対応をする職員に教育相談的手法等を助言する。
- (8) 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に発達障害等の障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- (9) 養護教諭は、被害者の心身の状況を把握し、必要に応じて医療機関の受診を勧める。
- (10) さわやか相談員は、児童(生徒)の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- (11) スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童(生徒)へのカウンセリング等を行う。
- (12) 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。また、面談を希望する保護者と面談を行う。
- (13) 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合 等

- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ①年間30日を目安とする。
- ②一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは次の対応を行う。

- ①いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ②校長はいじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

- 2 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

- (1) 学校を調査主体とした場合

- ①校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- ③学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

- (2) 教育委員会が調査主体となる場合

- ①学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - (1) 「わかる授業を進めること」
授業規律：学年会で授業の進捗状況や児童の様子等について情報交換を行う。
 - (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
児童理解など：教育相談研修、児童理解研修の実施
 - (3) 情報モラル研修：情報教育主任を講師とし、ラインやネット犯罪等に関する研修を実施する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：11月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：5月、2月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期：8月とする。

VI 令和6年度日進北小学校いじめ防止基本方針に係る具体的な取組計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○				○					○		
	簡易アンケート		○	○	○	○		○	○	○		○	○
	保護者アンケート									○			
	教育相談週間			○									
	教育相談日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	いじめ撲滅強化月間			○									
	学級スローガンづくり			○									
	児童会によるキャンペーン			○									
	学校だよりによる家庭・地域への広報活動			○									
	校長による講話			○									
	「人間関係プログラム」	○					○				○		
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業		○	○									
	職員会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	啓発			○									
P	いじめ対策委員会（定例会）		○									○	

	いじめ対策委員会（小委員会）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家庭や地域、関係機関と連携した組織		○						○			○	
	取組評価アンケート								○				
	研修					○							